

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 公 表

○北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更..... (資源管理課) 134

## 支 庁 公 告

○公募型プロポーザルの実施..... 134

## 札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... 135

○特定調達契約に係る入札の公告..... 136

○一般競争入札の実施..... 137

## 目 次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (広報広聴課)	117
○平成15年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間..... (市町村課)	118
○平成15年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士の試験期日、試験場等..... (市町村課)	118
○一般競争入札の実施..... (総合企画部総務課)	119
○平成15年度製菓衛生師試験の実施..... (食品衛生課)	120
○生活保護法による医療機関の指定..... (保護課)	121
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出..... (保護課)	123
○地方卸売市場の廃止の許可..... (地域産業課)	123
○卸売業務の廃止の届出..... (地域産業課)	124
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出..... (地域産業課)	124
○大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	125
○大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の届出..... (地域産業課)	125
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (農政課)	126
○土地改良法による道営換地処分..... (農地調整課)	127
○土地改良区の役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	127
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	127
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	127
○土地改良事業の施行の同意..... (土地改良指導課)	127
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	128
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(2件)..... (治山課)	128
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	129
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	129
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	129
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	129
○都市計画の変更の案の縦覧..... (都市計画課)	132
○土地区画整理組合の定款の変更の認可..... (都市環境課)	134
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	134

## 告 示

### 北海道告示第902号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定業務の名称及び数量
  - (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
広報誌「ほっかいどう」を制作するに当たっての企画、取材、原稿作成、編集、印刷及び製本までの一連の業務
  - (2) 数量  
2,414,000部
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成15年5月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 株式会社電通北海道
  - (2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11番地1
- 4 随意契約に係る契約金額  
48,906,900円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第903号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条の規定により、平成15年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。

平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 男子

平成15年7月1日（火）から9月30日（火）まで

2 女子

平成15年8月4日（月）から9月10日（水）まで

**北海道告示第904号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、平成15年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり定めた。

平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試験期日

次の期間において、受付時に指定する日

(1) 男子

平成15年7月1日（火）から9月30日（火）まで

(2) 女子

平成15年9月26日（金）及び27日（土）（ただし、地域によっては、筆記試験を除く試験種目の一部について、期日を別に指定する場合がある。）

2 試験場の名称及び位置

名	称	位	置	電 話 番 号
陸上自衛隊札幌駐屯地			札幌市中央区南26条西10丁目	011 - 511 - 7116
同	東千歳駐屯地		千歳市祝梅1016	0123 - 23 - 5131
同	真駒内駐屯地		札幌市南区真駒内17	011 - 581 - 3139
同	丘珠駐屯地		同 東区丘珠町161	011 - 781 - 8321
同	滝川駐屯地		滝川市泉町236	0125 - 22 - 2141
同	美唄駐屯地		美唄市字美唄1536 - 1	01266 - 2 - 7141
同	岩見沢駐屯地		岩見沢市日の出台4丁目313	0126 - 22 - 1001
同	北恵庭駐屯地		恵庭市柏木町531	0123 - 32 - 2101

同	幌別駐屯地		登別市緑町3 - 1	0143 - 85 - 2011
同	倶知安駐屯地		虻田郡倶知安町字高砂232番地2	0136 - 22 - 1195
同	静内駐屯地		静内郡静内町字浦和125	01464 - 4 - 2121
同	苗穂分屯地		札幌市東区苗穂町7丁目1番1号	011 - 711 - 4251
海上自衛隊余市防備隊			余市郡余市町港町番外地	0135 - 23 - 2243
自衛隊札幌地方連絡部			札幌市南区真駒内17	011 - 631 - 5471
自衛隊札幌地方連絡部苫小牧出張所			苫小牧市表町1丁目1 - 6 神田ビル1F	0144 - 32 - 3725
自衛隊札幌地方連絡部室蘭募集事務所			室蘭市東町2丁目21 - 10 石井ビル1F	0143 - 44 - 9533
自衛隊札幌地方連絡部小樽募集事務所			小樽市稲穂1丁目12 - 8	0134 - 22 - 5521
自衛隊札幌地方連絡部北広島募集事務所			北広島市北進町1丁目2 - 2 中央バスターミナル4F	011 - 373 - 3067
自衛隊札幌地方連絡部岩見沢募集事務所			岩見沢市2条西5丁目8番地 西村ビル2F	0126 - 23 - 5514
自衛隊札幌地方連絡部滝川募集事務所			滝川市大町1丁目8 - 27 滝川市職業訓練センター1F	0125 - 22 - 2140
自衛隊札幌地方連絡部倶知安募集事務所			虻田郡倶知安町南3条東1丁目1 - 1	0136 - 23 - 3540
自衛隊札幌地方連絡部千歳募集事務所			千歳市錦町4丁目33 - 1	0123 - 23 - 2642
自衛隊札幌地方連絡部江別募集事務所			江別市野幌町40 - 16	011 - 383 - 8955
自衛隊札幌地方連絡部新札幌募集案内所			札幌市厚別区厚別南2丁目6 - 25	
自衛隊札幌地方連絡部琴似募集案内所	同	西区琴似3条1丁目530 - 10 - 3 琴似3.1ビル内		011 - 643 - 4929 011 - 643 - 7379
自衛隊札幌地方連絡部月寒募集案内所			札幌市豊平区月寒中央通8丁目3 - 31	011 - 851 - 7801
陸上自衛隊函館駐屯地			函館市広野町6番18号	0138 - 51 - 9171
自衛隊函館地方連絡部	同	広野町6番25号		0138 - 53 - 6241
自衛隊函館地方連絡部松前募集事務所			松前郡松前町字建石49 - 42	01394 - 2 - 3774
自衛隊函館地方連絡部八雲募集事務所			山越郡八雲町末広町111 - 2	01376 - 2 - 2692
自衛隊函館地方連絡部今金募集事務所			瀬棚郡今金町字今金142 - 6	01378 - 2 - 0258

自衛隊函館地方連絡部江差募集事務所	檜山郡江差町字姥神10 - 13	01395 - 2 - 2476
自衛隊函館地方連絡部函館募集案内所	函館市千歳町27番5号	0138 - 27 - 4625
陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166 - 51 - 6111
同 名寄駐屯地	名寄市字内淵84	01654 - 3 - 2137
同 上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町4丁目	0167 - 45 - 3101
同 留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町1丁目6番地	0164 - 42 - 2655
同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272	01584 - 2 - 5275
航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須5丁目2番1号	0162 - 23 - 5377
自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166 - 51 - 6055
自衛隊旭川地方連絡部名寄出張所	名寄市西1条南9丁目45	01654 - 2 - 3921
自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所	稚内市大黒4丁目6 - 34	0162 - 23 - 2721
自衛隊旭川地方連絡部留萌募集事務所	留萌市開運町1丁目4 - 5	0164 - 42 - 4650
自衛隊旭川地方連絡部紋別募集事務所	紋別市潮見町1丁目2 - 8	01582 - 3 - 2696
自衛隊旭川地方連絡部上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町2丁目1 - 47	0167 - 45 - 3412
自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所	紋別郡遠軽町岩見通南3丁目1 - 4	01584 - 2 - 6616
自衛隊旭川地方連絡部枝幸募集事務所	枝幸郡枝幸町新栄町812番地	01636 - 2 - 1593
自衛隊旭川地方連絡部旭川募集案内所	旭川市宮下通り8丁目 弘済会ビル内	0166 - 22 - 0648
陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南7線31番地	0155 - 48 - 5121
同 美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中	01527 - 3 - 2114
同 別海駐屯地	野付郡別海町西春別42 - 1	01537 - 7 - 2231
同 釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保112番地	0154 - 40 - 2011
自衛隊帯広地方連絡部	帯広市西14条南14丁目4番地	0155 - 23 - 5882 0155 - 23 - 2485
自衛隊帯広地方連絡部釧路出張所	釧路市末広町13丁目1番 GEエジソン生命ビル2F	0154 - 22 - 1053
自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所	北見市北4条東6丁目11	0157 - 23 - 6826

自衛隊帯広地方連絡部根室募集事務所	根室市松本町4丁目15 - 2	01532 - 4 - 3651
自衛隊帯広地方連絡部網走募集事務所	網走市北6条西2丁目8 - 1	0152 - 44 - 5743
自衛隊帯広地方連絡部中標津募集事務所	標津郡中標津町東1条南1丁目7 - 1	01537 - 2 - 0120
自衛隊帯広地方連絡部帯広募集案内所	帯広市西5条南13丁目 第2いせきビル2F	0155 - 23 - 8718

### 3 受験手続

#### (1) 志願書類の請求

最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。

志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に80円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。

#### (2) 提出書類及び提出先

2等陸・海・空士志願票(1通)を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。

#### (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。

### 北海道告示第905号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 16台(1月当たりの単価)

##### (2) 調達をする役務の仕様等

入札説明書及び要求仕様書による。

##### (3) 契約期間

平成15年6月17日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年6月16日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

##### (4) 履行場所

北海道総合企画部政策室広報聴課及び地域振興室市町村課

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

## 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課

## 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室  
 (2) 入札日時 平成15年6月3日（火）午前10時  
 (3) 開札場所 (1)に同じ。  
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課  
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

## 7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

## 8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって、最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 入札参加申込書の提出

入札希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年5月30日  
 (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課

## 11 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

## (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総合企画部総務課  
 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 129

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。  
 (5) この入札の執行は、公開する。  
 (6) 詳細は、入札説明書による。

## 北海道告示第906号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成15年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 試験の期日 平成15年10月7日（火）午前10時から正午まで  
 2 試験の場所  
 (1) 函館会場（渡島、檜山支庁管内在住者及び道外に在住する者であって函館会場を希望するものは次の会場）  
 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁3階講堂  
 (2) 札幌会場（(1)以外の者は次のうち指定する会場）  
 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道赤れんが庁舎2階1号会議室  
 同 2号会議室  
 同 3号会議室  
 3 試験の科目  
 (1) 衛生法規  
 (2) 公衆衛生学  
 (3) 食品学  
 (4) 食品衛生学  
 (5) 栄養学  
 (6) 製菓理論及び実技  
 (注) いずれも筆記試験により行う。  
 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 製菓衛生師法附則第2項に規定する者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

- (1) 提出先 受験申請者は、次のとおり受験願書等を提出すること。  
 ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの道立保健所又は支所に提出すること。  
 イ 札幌市、小樽市、函館市又は旭川市に住所がある者については、その市の保健所に提出すること。  
 ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部食品衛生課に提出すること。

- (2) 提出期間 平成15年7月22日（火）から8月29日（金）まで（郵便等により送付する場合は、平成15年8月29日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。）

6 提出書類

- (1) 受験願書 正副2通（受験願書を北海道保健福祉部食品衛生課に提出する者にあつては、1通。(2)において同じ。)
- (2) 受験資格があることを証明する書類 正副2通
- (3) 写真（縦4センチメートル、横3センチメートルで、出願前3箇月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもの） 1葉

- 7 試験手数料 1万500円に相当する額面の北海道収入証紙を受験願書（正本）の所定の箇所にはり付け、受験申請者の印章又は署名により消印すること。

- 8 受験票の送付 受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を受験者あて送付する。

- 9 受験願書用紙の申込先 受験願書用紙を請求する者は、最寄りの保健所、支所又は北海道保健福祉部食品衛生課まで申し込むこと。  
 なお、送付を希望する者は、その送付先を記した封筒（送料として80円に相当する切手をはり付けたもの）を添えて申し込むこと。

- 10 試験科目の一部免除 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表

に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験願書の所定の欄にその旨記載するとともに、受験願書提出時に技能検定合格証書を持参すること（郵便等により送付する場合は、合格証書の写しを提出すること。）。

11 その他 受験に関する詳細については、最寄りの保健所又は北海道保健福祉部食品衛生課（電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 517）へ問い合わせること。

北海道告示第907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人社団 佐藤耳鼻咽喉科医院	函館市深堀町26番2号	平成14.12.1
くまくら柏木クリニック	同 柏木町11番6号	同 15.4.1
小樽セントラルクリニック	小樽市富岡1丁目4番15号	同
小樽都通眼科	同 稲穂2丁目15番10号 アラカワビル1階	同
医療法人社団 神島整形外科医院	室蘭市東町2丁目22番6号	同 15.3.1
医療法人社団 堀整形外科	帯広市西18条南4丁目18番6号	同
駅前泌尿器科	同 西4条南12丁目2番地	同
倉増整形外科	岩見沢市2条西7丁目1	同
医療法人社団 平安会 かない内科・消化器クリニック	同 2条西7丁目1番1	同 15.4.15
医療法人社団 後藤田医院	網走市新町1丁目2番7号	同 15.4.1
すみかわメンタルクリニック	苫小牧市澄川町1丁目14-1	同
市立稚内こまどり病院	稚内市こまどり2丁目7番1号	同 15.3.1
医療法人社団 千歳豊友会病院	千歳市富丘1丁目618-6	同 15.3.22
長都内科クリニック	同 北信濃841-50	同 15.4.17
J A北海道厚生連 山部厚生医院	富良野市字山部東20線13番地	同 15.3.1

つつみ整形外科クリニック	恵庭市駒場町1丁目6-12	平成15.3.15	鷹栖町立歯科診療所	上川郡鷹栖町南1条2丁目1番22号	同	15.2.12
医療法人社団 エナレディースクリニック	石狩市花川南9条1丁目86番地2-3	同 15.4.1	もりた歯科医院	増毛郡増毛町暑寒町2丁目91番地	同	15.4.1
医療法人社団 鹿苑会 しかべ内科診療所	茅部郡鹿部町鹿部100番地	同	阿寒中央歯科医院	阿寒郡阿寒町中央4丁目4の1	同	15.2.1
当麻内科ペインクリニック	上川郡当麻町4条西3丁目1133-1	同	すずき歯科	同 中央4丁目2番44号	同	15.3.15
あさひクリニック	同 朝日町字中央4029番地	同	アイン薬局 函館湯の川店	函館市湯川町1丁目29番11号	同	14.12.24
美幌療育病院	網走郡美幌町字美富9番地	同 15.3.1	あおい薬局	同 若松町25番3号	同	15.4.1
中村脳神経内科クリニック	静内郡静内町高砂町3丁目9番85号	同 15.4.1	ぼこい薬局	室蘭市母恋北町2丁目3番5号	同	15.3.1
梅木内科小児科医院	上川郡新得町3条南1丁目12番地	同 15.3.1	クリオネ中央薬局	同 中央町3丁目1番3号	同	15.4.1
医療法人社団 しらぬかクリニック	白糠郡白糠町東1条北1丁目3番地9	同 14.8.1	アイン薬局 室蘭店	同 山手町3丁目7番2号	同	
J A北海道厚生連 摩周厚生医院	川上郡弟子屈町泉町2丁目3番1号	同 15.3.1	日本調剤室蘭薬局	同 山手町3丁目17番3号	同	15.3.1
社団法人 北海道総合在宅ケア事業団 函館西部訪問看護ステーション	函館市宝来町23番地10号	同 14.12.14	さくら薬局 室蘭山手店	同 山手町3丁目12番4号	同	15.4.1
指定訪問看護ステーション はる	小樽市赤岩2丁目66番7	同 14.10.1	どんぐり薬局	同 中央町3丁目1番1号	同	15.4.15
J A北海道厚生連 摩周厚生訪問看護ステーション	川上郡弟子屈町泉2丁目3番1号	同 15.2.1	クリオネ中園町薬局	釧路市中園町6番11号	同	15.2.1
金井歯科湯川医院	函館市湯川町3丁目40-3 湯川クリニックビル3階	同 15.3.1	調剤薬局ツルハドラッグ双葉店	同 双葉町8番9号	同	15.4.1
函館口腔保健センター	函館市五稜郭町23番地1号	同 15.4.1	斉藤薬局 大楽毛店	同 大楽毛5丁目8番19号	同	
医療法人 大樹会 赤岩ユキ歯科医院	小樽市赤岩1丁目9番28号	同 15.2.1	日本調剤柳町薬局	同 柳町2番15号	同	
伊藤歯科医院	釧路市鳥取大通1丁目1番18号	同	保険調剤アップルファーマシー駅前店	帯広市西4条南12丁目2番地 CENTERCITY 3 1階	同	15.3.1
遠藤歯科医院	同 旭町5番3号 加納ビル3階	同 15.3.1	ふじい薬局 王子通り本店	苫小牧市表町5丁目2-7	同	15.1.17
医療法人 はるにれ 北町クリニック	江別市大麻北町607番地2	同 11.11.1	ふじい薬局 音羽調剤	同 双葉町3丁目5番17号	同	15.4.1
医療法人社団 洗沙会 アークデンタルクリニック	根室市宝林町4丁目229番地	同 14.11.1	ふじい薬局 澄川店	同 澄川町1丁目14-3	同	
グリーン歯科クリニック	砂川市西3条北4丁目1番15号	同 15.4.7	有限会社 あおば調剤薬局	稚内市栄1丁目44番1号	同	15.3.1
山部歯科クリニック	富良野市字山部東20線13番地	同 15.3.1	ユアーズ調剤薬局	同 富岡2丁目1番21号	同	15.4.1
くどう歯科クリニック	登別市富岸町2丁目11番地3	同 15.4.1	三笠薬局 榊調剤店	三笠市榊町463番地2	同	15.3.18
きたひやま歯科クリニック	瀬棚郡北檜山町字北檜山157-10	同 15.3.3	毛利薬局	同 榊町461	同	15.3.25
ぶなの森レインボー歯科クリニック	寿都郡黒松内町字黒松内290番地	同 15.4.1	わかやぎ調剤薬局	同 若松町11番地1	同	15.3.15
			ヤマモトファーマシーあさひ調剤薬局	根室市朝日町2丁目23番地	同	
			京極調剤薬局	虻田郡京極町字京極230番地	同	
			レモン薬局	余市郡余市町黒川町2丁目15番地	同	15.4.1
			有限会社なるみ薬局古平店	古平郡古平町大字浜町645番地	同	
			キタ調剤薬局 遠別店	天塩郡遠別町字本町2丁目51番地	同	
			みうら薬局	虻田郡虻田町字高砂町159番地2	同	15.4.15
			たんぼぼ薬局	静内郡静内町高砂町3丁目9番86号	同	15.4.1
			きりたっぴ調剤薬局	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目12番3	同	15.3.1

**北海道告示第908号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

名称又は氏名	所在地又は住所	届出の内容
佐藤耳鼻咽喉科医院	函館市深堀町26番地2号	平成14.11.30 廃止
医療法人社団 だて内科医院	同 湯川町2丁目37番6号	同 15. 3.31 同
医療法人社団 神島整形外科医院	室蘭市東町2丁目22番6号	同 15. 2.28 同
医療法人社団 堀整形外科医院	帯広市西10条南11丁目1-1	同 15. 2.16 同
駅前泌尿器科	同 西2条南11丁目14番地	同 15. 2.28 同
中野内科医院	同 西4条南9丁目1番地	同 15. 3.31 同
倉増病院	岩見沢市2条西7丁目	同 15. 2.28 同
後藤田医院	網走市新町1丁目2番7号	同 15. 3.31 同
医療法人社団豊友会 千葉病院	千歳市富丘1丁目34-11	同 15. 3.21 同
滝川市立江部乙診療所	滝川市江部乙町東13丁目1番54号	同 15. 4. 1 同
J A北海道厚生連 山部厚生病院	富良野市字山部東20線13番地	同 15. 2.28 同
久安外科医院	登別市常磐町2丁目5-2	同 15. 4. 4 同
医療法人社団青木眼科 えにわ眼科	恵庭市末広町129番地3	同 15. 3.29 同
エナレディースクリニック	石狩市花川南9条1丁目86番地2-3	同 15. 3.31 同
しかべ内科診療所	茅部郡鹿部町鹿部100番地	同
北海道立名駒診療所	磯谷郡蘭越町名駒町249番地4	同 15. 4. 1 同
種田医院	苫前郡苫前町字苫前236の1	同 15. 3.30 同
小笠原病院	網走郡美幌町字仲町2丁目94-2	同 15. 3.29 同
中村医院	静内郡静内町神森124番地の3	同 15. 2.28 同
医療法人社団 梅木内科小児科医院	上川郡新得町3条南1丁目12番地	同
しらぬかクリニック	白糠郡白糠町東1条北1丁目3番地9	同 14. 7.31 同

社団法人北海道総合在宅ケア事業団 函館西部訪問看護ステーション	函館市豊川町1-5	同 14.12.13 同
医療法人豊慈会 訪問看護ステーション ホームケアわかくさ	釧路市武佐2丁目35番38号	同 15. 3.31 同
金井歯科湯川医院	函館市湯川3丁目40-3	同 15. 2.28 同
赤岩ユキ歯科医院	小樽市赤岩1丁目9番28号	同 15. 1.31 同
伊藤歯科医院	釧路市鳥取大通1丁目1番18号	同
ふくしま歯科医院	同 浦見4-2-23	同 15. 3.20 休止
ハロー歯科クリニック	江別市東野幌本町20-1 グリーンプラザ2階	同 15. 3.17 廃止
きたひやま歯科クリニック	瀬棚郡北檜山町字北檜山156-8	同 15. 2.28 同
上ノ国町立湯ノ岱歯科診療所	檜山郡上ノ国町字湯ノ岱517番地の5	同 7.11. 1 同
阿寒中央歯科医院	阿寒郡阿寒町中央4丁目4番1号	同 15. 1.31 同
アイン薬局函館湯の川店	函館市湯川町1丁目30番5号	同 14.12.23 同
ごひら調剤薬局松川店	同 松川町41番3号	同 14.11.30 同
有限会社なるみ薬局古平店	古平郡古平町大字浜町98番地	同 15. 3.31 同
株式会社鎌澤薬局	厚岸郡浜中町霧多布東1条1丁目55番地	同 15. 2.28 同
プレス調剤薬局	夕張郡長沼町銀座南2丁目2番1号	同 14. 8.26 休止号

**北海道告示第909号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 許可年月日	平成15年5月2日
(2) 廃止年月日	平成15年5月2日
(3) 地方卸売市場の名称	丸北置戸地方卸売市場
(4) 開設者	北見魚菜卸売市場株式会社
2(1) 許可年月日	平成15年5月2日
(2) 廃止年月日	平成15年5月2日

- (3) 地方卸売市場の名称 丸北留辺薬地方卸売市場  
 (4) 開設者 北見魚菜卸売市場株式会社

**北海道告示第910号**

北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）第19条第2項の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があった。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 廃止年月日 平成15年5月2日  
 (2) 卸売業者の名称 北見魚菜卸売市場株式会社  
 (3) 取扱品目の部類 青果部、水産物部及び花き部  
 (4) 地方卸売市場の名称 北見市公設地方卸売市場

- 2(1) 廃止年月日 平成15年5月2日  
 (2) 卸売業者の名称 北見魚菜卸売市場株式会社  
 (3) 取扱品目の部類 青果部及び水産物部  
 (4) 地方卸売市場の名称 丸北置戸地方卸売市場

- 3(1) 廃止年月日 平成15年5月2日  
 (2) 卸売業者の名称 北見魚菜卸売市場株式会社  
 (3) 取扱品目の部類 青果部及び水産物部  
 (4) 地方卸売市場の名称 丸北留辺薬地方卸売市場

**北海道告示第911号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月22日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 登別ショッピングセンター  
 登別市富岸町1丁目1番ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 サンワドー	青森県青森市大字石江字三好69番地1	代表取締役 中村勝弘
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	代表取締役 村中誠二
中道リース株式会社	札幌市中央区北1条東3丁目3番地	代表取締役 関 寛

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 サンワドー	青森県青森市大字石江字三好69番地1	代表取締役 中村勝弘
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	代表取締役 村中誠二
株式会社 ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
株式会社岩内食品市場	岩内郡岩内町字万代6番11号	代表取締役 石田義浩

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成16年1月9日  
 (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 8,952㎡  
 (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 駐車場の収容台数 670台  
 イ 駐輪場の収容台数 120台  
 ウ 荷さばき施設の面積 260㎡  
 エ 廃棄物等の保管施設の容量 87㎡  
 (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンワドー	午前9時	午後9時50分
マックスバリュ北海道株式会社		
株式会社ツルハ		
株式会社岩内食品市場		

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口5箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年5月8日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月20日（火）から9月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、登別市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間  
等については登別市へ問い合わせること。

**北海道告示第912号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月22日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月20日

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
函館昭和タウンプラザ  
函館市昭和1丁目401-1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道リーシングシステム株式会社 代表取締役社長 堀澤 勝己  
札幌市中央区大通西6丁目10番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- (変更前) 株式会社ホクレン商事 代表取締役 石黒 栄一  
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 廷蔵
- (変更後) 株式会社ホクレン商事 代表取締役 菱谷 巖  
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 友良

(4) 変更の年月日

- 株式会社ホクレン商事 平成14年6月28日
- ゼビオ株式会社 平成15年2月27日

(5) 変更する理由

新たに代表者を選任したため

2 届出年月日

平成15年4月30日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道渡島支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月20日（火）から9月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

**北海道告示第913号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月22日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 1 届出事項の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

函館昭和タウンプラザ

函館市昭和1丁目401-1ほか

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北海道リーシングシステム株式会社 代表取締役 堀澤 勝巳

札幌市中央区大通西6丁目10番地1

##### (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホーマック株式会社	午前9時30分	午後9時
株式会社ホクレン商事	午前9時	午後9時30分
ゼピオ株式会社	午前10時	午後9時
株式会社ツルハ	午前10時	午後9時50分
株式会社ファーストリテイリング	午前10時	午後9時
有限会社みつば調剤	午前9時	午後9時30分

(変更後)

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホーマック株式会社	午前7時30分	午後9時
株式会社ホクレン商事	午前9時	午前0時
ゼピオ株式会社	午前10時	午後9時
株式会社ツルハ	午前10時	午後9時50分
株式会社ファーストリテイリング	午前10時	午後9時
有限会社みつば調剤	午前9時	午後9時30分

#### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時まで（ただし、一部（駐車場C）午前2時30分まで）

(変更後) 駐車場A 午前7時から午前0時30分まで（ただし、一部は、午後10時まで）

駐車場B 午前7時から午後10時まで

駐車場C 午前7時から午前2時30分まで

#### (4) 変更の年月日

平成15年5月1日

#### (5) 変更する理由

営業時間を延長するため

#### 2 届出年月日

平成15年4月30日

#### 3 届出書等の縦覧

##### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道渡島支庁商工労働課

##### (2) 縦覧期間

平成15年5月20日（火）から9月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

##### (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

#### 北海道告示第914号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) 物品等の名称 プラテリアBSE（1セット90検体分）  
1セット当たりの単価

(2) 数 量 調達予定数量 237セット

#### 2 随意契約の相手方を決定した日

平成15年4月18日

#### 3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道和光純薬株式会社

(2) 住 所 札幌市北区北15条西4丁目10番地

- 4 随意契約に係る契約金額  
205,860円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道農政部農政課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第915号**

知内土地改良区から森中地区の換地処分をした旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定による届出があった。  
平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第916号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、羽幌土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。  
平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成15. 4.30	理 事	林 田 勝 之	苫前郡羽幌町字築別1396番地

**北海道告示第917号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、池田土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。  
平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成15. 4.16	理 事	久保 恵昭	中川郡池田町字東台164番地
同	同	同	川添 保徳	同 字利別西町94番地

同	同	同	近藤 公治	同	字千代田219番地
同	同	同	野上 清司	同	字東台305番地
同	同	同	武田 茂	同	字千代田146番地の5
同	同	同	石田 勉	同	字千代田547番地の2
同	同	同	上田 繁法	同	字青山174番地の5
同	同	同	小南 和夫	同	字信取126番地の2
同	同	同	稲毛 康晴	同	字東台690番地の13
同	同	監 事	村瀬 博史	同	字昭栄287番地
同	同	同	若林 直樹	同	字豊田94番地の5
同	同	同	池内 勝美	同	字千代田506番地の3
退任	同 15. 4.15	理 事	久保 恵昭	同	字東台164番地
同	同	同	岩佐 仁	同	字千代田680番地
同	同	同	清水 国雄	同	字東台87番地
同	同	同	川添 保徳	同	字利別西町94番地
同	同	同	江口 勇	同	字東台611番地
同	同	同	近藤 公治	同	字千代田219番地
同	同	同	上田 繁法	同	字青山174番地の5
同	同	同	小南 和夫	同	字信取126番地の2
同	同	同	原 勝雄	同	字利別西町188番地の1
同	同	監 事	西村 光二	同	字利別西町134番地
同	同	同	村瀬 博史	同	字昭栄287番地
同	同	同	若林 直樹	同	字豊田94番地の5

**北海道告示第918号**

道営土地改良（来馬第1地区農免農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成15年5月21日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道告示第919号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年5月8日、斜里町の行う土地改良（美咲地区維持管理）事業の施行に同意した。  
平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第920号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 札幌市南区石山78の21（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩支庁経済部林務課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林の所在場所 深川市鷹泊2402・2403・2406・2407・2411（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2354から2359まで、2412
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 保安林の所在場所 亀田郡恵山町字中浜74の9（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的 公衆の保健

- (3) 指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
  - (ア) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。
  - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第921号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町字中雄武129の7、129の8
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第922号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更134の1・139の1・139の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、134の3、139の4
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
  - （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更142の1・143の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町西春別415の9・415の245（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第923号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 山越郡八雲町入沢376の1から376の3まで
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**北海道告示第924号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 白老郡白老町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 紋別郡雄武町字中雄武129の4（国有林）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第925号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を芦別市の掲示板に掲示する。その要旨は、平成15年4月25日北海道告示第765号のとおりである。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

勇払郡穂別町（国有林）所在の森林について鉱業権を有する富内炭鉱株式会社及び北海道資源開発株式会社

沙流郡平取町（国有林）所在の森林について鉱業権を有する日本クローム鉱業株式会社

**北海道告示第926号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日
株式会社東日興業 大野綾子	札幌市東区伏古3 条3丁目2-18	般-13 石第1225号	一部廃業 造園	平成15.4.1

有限会社山下工業 清算人 山下 ヨシ子	札幌市北区屯田5 条1丁目6-9	般-12 石第16956号	全部廃業	平成15.4.1	有限会社白翔建設 源田 一徳	札幌市白石区川下 1条8丁目1-10	般-12 石第17194号	全部廃業	同
株式会社札幌木工 小玉 孝晴	札幌市東区東雁来 町262-189	般-10 石第16065号	一部廃業 内装仕上	同 15.4.2	有限会社かねひろ 後藤建設 後藤 弘	札幌市北区北31条 西12丁目1-16	般-12 石第4070号	同	同 15.4.14
北海道ユアサ電池 販売株式会社 佐野 元彦	札幌市白石区流通 センター6丁目2 -43	般-10 石第16066号	全部廃業	同	有限会社レノンル ームプラン 渡辺 孝道	札幌市豊平区平岡 公園東1丁目12- 16	般-12 石第13486号	一部廃業 屋根	同 15.4.15
有限会社丸藤前川 組 前川 篤	札幌市東区東苗穂 9条2丁目1-72	般-10 石第16123号	一部廃業 鋼構造物	同	経師屋橋田巖雄商 店 橋田 巖雄	札幌市豊平区月寒 東2条3丁目8- 5	般-11 石第16678号	全部廃業	同
株式会社ムラカミ 建硝 村上 俊園	札幌市北区新川 719-2	般-11 石第3294号	全部廃業	同 15.4.3	株式会社アデック 齊藤 邦昭	札幌市中央区北6 条西15丁目3-9	般-10 石第16426号	一部廃業 建築	同
丸金建設 志田 金市	札幌市北区新琴似 7条14丁目4-5	般-11 石第3388号	同	同	千代田電設株式会 社 高島 和夫	札幌市北区太平5 条2丁目5-34	般-13 石第3491号	全部廃業	同 15.4.16
株式会社緑苑振興 公社 村木 宏道	札幌市中央区南4 条西1丁目1	特-12 石第4592号	同	同	株式会社サクセス 川端 浩樹	札幌市中央区大通 西15丁目3-3	般-14 石第15628号	同	同 15.4.17
株式会社ホーレッ クス 長尾 忠幸	札幌市東区北20条 東2丁目1-23	般-13 石第865号	同	同 15.4.4	クローバーシステ ム株式会社 粟田 和成	札幌市東区北22条 東2丁目1-20	般-14 石第14356号	一部廃業 ほ装	同 15.4.18
株式会社サンメタ ル製作所 千葉 宏	札幌市北区北7条 西4丁目	般-14 石第6402号	一部廃業 建築	同	株式会社大西組 大西 健二	札幌市清田区平岡 5条4丁目8-1	般-11 石第3657号	全部廃業	同 15.4.21
空衛工業株式会社 谷口 和彦	札幌市東区北28条 東17丁目4-18	般-12 石第8018号	全部廃業	同	株式会社エム・イ ー・サント 内田 俊一	札幌市北区新川3 条1丁目2-26	般-12 石第13398号	同	同
有限会社エスエッ チケー 橋本 誠司	江別市野幌寿町13 -12	般-14 石第15705号	同	同	株式会社エヌ・テ ィ・ティエムイー 北海道 高橋 茂夫	札幌市中央区宮の 森2条1丁目1- 52	特-13 石第16964号	同	同
株式会社サインラ ンド 近岡 克直	札幌市豊平区平岸 3条7丁目6-1	般-14 石第15863号	同	同	ジェイ・エヌ・オ ー株式会社 小野 安啓	札幌市北区北7条 西2丁目20	般-14 石第17925号	一部廃業 電気	同
株式会社田村建設 田村 和泉	札幌市西区八軒3 条西1丁目60-4	般-14 石第904号	同	同 15.4.7	株式会社小湊産業 小湊 勝一	札幌市手稲区手稲 前田573-78	般-10 石第15347号	一部廃業 建築	同 15.4.25
山輝配管工業株式 会社 山口 貴典	札幌市西区八軒10 条西2丁目2-9	般-12 石第4441号	一部廃業 土木、水道施 設	同 15.4.8	有限会社手稲山口 建設 山口 宏	札幌市手稲区稲穂 3条1丁目55-4	般-14 石第1589号	全部廃業	同 15.4.30
白翔建設株式会社 源田 一徳	札幌市白石区川下 1条8丁目1-10	般-12 石第2443号	一部廃業 造園	同 15.4.11	有限会社金澤建設 運輸	函館市昭和2丁目 9	般-13 石第3946号	同	同 15.4.7



天照建設株式会社 種本秀三	浜頓別町北2条1丁目22	般 - 13 宗第384号	一部廃業 電気	平成15. 4.18	有限会社久保土建 久保葉子	浦河町緑町40	般 - 12 日第438号	同	同
中村鉄筋工業所 中村良明	稚内市港3丁目7-27	般 - 12 宗第563号	全部廃業	同 15. 4.23	有限会社田中鉄筋 田中英利	帯広市西12条南2丁目26	般 - 13 十第3320号	同	同 15. 4. 2
中央メンテナンス株式会社 佐藤国男	遠軽町大通北1丁目2	般 - 11 網第1889号	同	同 15. 4. 1	芙蓉建設株式会社 渡邊 斎	帯広市東10条南13丁目1	特 - 14 十第599号	一部廃業 土木	同 15. 4. 7
株式会社旭組 堰代剛幹	訓子府町栄町120	般・特 - 14 網第339号	同	同 15. 4. 4	株式会社ホームライフシステム十勝 齊藤進	音更町南鈴蘭南2丁目6	般 - 10 十第3177号	一部廃業 電気通信	同 15. 4.24
福井建設株式会社 石本寛	丸瀬布町西町	般・特 - 14 網第207号	同	同 15. 4. 7	池田建設株式会社 池田晴利	白糠町東1条北5丁目3 - 4	般 - 12 釧第1902号	全部廃業	同 15. 4.14
株式会社わかやま 破産管財人 永井哲男	女満別町字昭和1 - 2	般 - 12 網第1308号	同	同 15. 4.10	高橋建設株式会社 高橋哲家	弟子屈町高栄1丁目4 - 30	般・特 - 12 釧第481号	同	同 15. 4.15
小林設備 小林武	湧別町栄町126	般 - 13 網第2011号	同	同 15. 4.14	有限会社藤原建設 藤原 馨	浜中町新川西1丁目31	般 - 14 釧第1025号	同	同 15. 4.24
スガノ塗装 菅野慶次	北見市三輪390	般 - 12 網第1903号	同	同	合資会社共栄金物店 角川義則	別海町西春別駅前錦町45	般 - 13 根第405号	同	同 15. 3.27
井村建設株式会社 井村昇	紋別市渚滑町9 - 8	般・特 - 13 網第177号	同	同 15. 4.16	有限会社池本技建 池本常雄	中標津町西7条北8丁目3番地	般 - 12 根第557号	同	同 15. 4.11
有限会社アトリエ 破産管財人 萩原 怜	北見市川東56 - 161	般 - 13 網第2662号	同	同 15. 4.22	<b>北海道告示第927号</b> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。 平成15年5月20日 北海道知事 高橋 はるみ				
株式会社林組 林 一夫	北見市田端町18番地	般・特 - 13 網第512号	同	同 15. 4.28					
株式会社永井組 永井武憲	伊達市山下町178番地	般 - 14 胆第353号	一部廃業 造園	同 15. 4. 2					
有限会社トーテックス 荒木勝四郎	室蘭市中島町4丁目13 - 7	般 - 13 胆第4182号	全部廃業	同 15. 4.10					
東進建工株式会社 破産管財人 吉川忠利	苫小牧市明野新町1丁目2 - 42	般 - 13 胆第122号	同	同 15. 4.17					
道南生コンサービ ス株式会社 破産管財人 増谷康博	室蘭市海岸町3丁目3 - 2	般 - 12 胆第1230号	同	同 15. 4.21					
桜田工務店 桜田重一	新冠町本町11	般 - 11 日第175号	同	同 15. 4.30					
1 室蘭圏都市計画道路に係る事項 (1) 都市計画の種類 道路 (2) 都市計画を定める土地の区域 種 別 名 称 起 点 終 点 主な経過地 幹線街路 3・3・303号 登別温泉通 登別市登別東 登別市温泉町 登別市中登別町 (縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり) (3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び登別市建設部都市計画課									

2 帯広圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・4・207号 札内南大通	幕別町札内青葉町	幕別町札内桂町	幕別町札内中央町

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び幕別町建設部都市計画課

3 美唄奈井江都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・4・102号 14号 東通	奈井江町字奈井江	奈井江町字奈井江	奈井江町字奈井江

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び奈井江町まちづくり課

4 浜頓別都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・4・1号 白鳥大通	浜頓別町字頓別	浜頓別町緑ヶ丘1丁目	浜頓別町中央南
幹線街路	3・4・2号 天北大通	浜頓別町字戸出	浜頓別町日の出3丁目	浜頓別町中央南
幹線街路	3・4・3号 北環状通	浜頓別町日の出2丁目	浜頓別町大通7丁目	浜頓別町北4条5丁目
幹線街路	3・4・4号 南環状通	浜頓別町大通8丁目	浜頓別町緑ヶ丘2丁目	浜頓別町南3条1丁目
幹線街路	3・4・5号 ラムサール通	浜頓別町緑ヶ丘5丁目	浜頓別町日の出2丁目	浜頓別町緑ヶ丘6丁目
幹線街路	3・4・6号 旭ヶ丘北通	浜頓別町旭ヶ丘5丁目	浜頓別町北4条3丁目	浜頓別町南3条3丁目

(縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり)

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び浜頓別町建設課

5 中標津都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・4・1号 中央通	中標津町緑町南1丁目	中標津町東39条南1丁目	中標津町大通北1丁目
幹線街路	3・4・2号 西5条通	中標津町西5条南11丁目	中標津町西町1丁目	中標津町西5条北1丁目
幹線街路	3・4・3号 大通	中標津町東2条南11丁目	中標津町丸山2丁目	中標津町大通北1丁目
幹線街路	3・4・4号 駅前通	中標津町東2条南2丁目	中標津町東2条南1丁目	中標津町東2条南1丁目
幹線街路	3・4・5号 川沿通	中標津町東28条北7丁目	中標津町丸山2丁目	中標津町東13条北5丁目
幹線街路	3・4・6号 北6丁目通	中標津町西8条北6丁目	中標津町西5条北6丁目	中標津町西7条北6丁目
幹線街路	3・4・7号 西11条通	中標津町西10条北1丁目	中標津町西11条北12丁目	中標津町西11条北6丁目
幹線街路	3・4・8号 北3丁目通	中標津町西5条北3丁目	中標津町大通北3丁目	中標津町西3条北3丁目
幹線街路	3・4・9号 南9丁目通	中標津町東2条南8丁目	中標津町東19条南8丁目	中標津町東13条南8丁目
幹線街路	3・4・12号 東13条通	中標津町東13条南11丁目	中標津町東13条南1丁目	中標津町東13条南3丁目
幹線街路	3・3・13号 東19条通	中標津町東19条南11丁目	中標津町東19条北4丁目	中標津町東19条南1丁目
幹線街路	3・4・14号 西町通	中標津町丸山1丁目	中標津町川西4丁目	中標津町西町1丁目
幹線街路	3・4・15号 東中13条通	中標津町東13条北5丁目	中標津町東13条北9丁目	中標津町東13条北6丁目
幹線街路	3・5・16号 南環状線	中標津町字中標津	中標津町字依橋	中標津町東2条南11丁目
幹線街路	3・3・17号 空港線	中標津町丸山2丁目	中標津町字中標津	中標津町東7条南11丁目
幹線街路	3・4・18号 東25条通	中標津町字中標津	中標津町東25条南1丁目	中標津町東25条南1丁目
幹線街路	3・4・19号 東31条通	中標津町東31条南2丁目	中標津町東28条北7丁目	中標津町東31条南1丁目

（縦覧に供する都市計画の変更の案のとおり）

(3) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び中標津町建設水道部街づくり推進室

**北海道告示第928号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 組合の名称 厚真町厚真中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 勇払郡厚真町京町120番地
- 3 事業施行期間 平成9年9月26日から平成21年3月31日まで
- 4 施行地区 勇払郡厚真町表町、京町及び錦町の一部
- 5 設立認可年月日 平成9年9月18日
- 6 変更の内容 理事定数の変更
- 7 変更認可年月日 平成15年5月12日

**北海道告示第929号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 旭川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画下水道事業旭川公共下水道
- 3 事業計画
  - (1) 事業地
    - ア 収用の部分 変更なし
    - イ 使用の部分 昭和34年建設省告示第565号、昭和42年建設省告示第4481号、昭和45年北海道告示第2081号、昭和46年北海道告示第1554号、昭和48年北海道告示第2179号、昭和51年北海道告示第2460号、昭和52年北海道告示第3315号、昭和53年北海道告示第3507号、昭和54年北海道告示第3752号、昭和61年北海道告示第309号、第1168号、昭和62年北海道告示第1799号、平成元年北海道告示第463号、平成4年北海道告示第1343号、平成5年北海道告示第1196号、第1728号、平成7年北海道告示第1002号、平成8年北海道告示第525号、平成9年北海

道告示第773号、平成10年北海道告示第917号及び平成11年北海道告示第500号の事業地のうち旭川市永山地区内において事業地を変更する。

(2) 事業施行期間 昭和34年3月27日から平成18年3月31日まで

**公 表**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成14年12月27日北海道公表）の一部を平成15年5月13日付けで変更したので、公表する。

変更後の「北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、省略し、その内容を北海道水産林務部資源管理課及び各支庁経済部水産課（石狩支庁にあっては経済部水産室、上川支庁及び空知支庁にあっては経済部林務課）に備え置いて縦覧に供する。

平成15年5月20日

北海道知事 高橋 はるみ

**支 庁 公 告**

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成13年5月20日

北海道渡島支庁長 松田 光 皖

1 業務概要

- (1) 業務名 渡島支庁管内観光客動態調査事業（渡島支庁）
- (2) 事業内容 渡島支庁管内を訪れる道内外の観光客の動態を広域的かつ季節別（夏・冬）に聞き取り調査を実施し、現況等を把握することにより、管内の広域観光や滞在型観光推進のための資料とする。
- (3) 履行期限 平成16年3月19日（金）

2 参加要件及び選定基準

(1) プロポーザルの参加要件

- ア 平成15年5月1日の直前の納期限までの道税を滞納していない法人であること。
- イ 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
- ウ 観光客動態調査又は当該調査に類する調査の実績を有していること又は創業間もない企業で実績の乏しい企業等であっても、本委託業務に関する十分な調査及び分析の能力を有していること。
- エ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね8割以上確保

できること。

オ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者の割合が、おおむね4分の3以上で、新規雇用者の1人平均の事労働日数（計画）が45日以上あること。

(2) プロポーザルの選定基準

- ア 業務遂行能力
- イ 新規雇用の考え方
- ウ 調査の分析の内容
- エ 調査報告書

3 手続等

(1) 担当部局

北海道渡島支庁経済部商工労働観光課

郵便番号 041 - 8778 北海道函館市美原4丁目6 - 16

電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2428

(2) プロポーザル説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付時間 平成15年5月20日（火）から26日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)に同じ。

ウ 交付方法 直接交付する（郵送はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年5月27日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 平成15年6月2日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参に限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)に同じ。

(4) その他

ア 提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。

イ 詳細は、プロポーザル説明書によること。

## 札幌医科大学告示

### 札幌医科大学告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年5月20日

札幌医科大学長 秋野豊明

#### 1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年5月20日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医学部LL教室語学演習装置機器に係る契約

(2) 資 格 札幌医科大学医学部LL教室語学演習装置機器契約に係る資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学医学部LL教室語学演習装置機器賃借業務

#### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定するものでないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年5月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 平成13年度以降、国又は地方公共団体と語学演習装置機器等の保守点検及び修理に関する契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 当該役務に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第18の5号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2

の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年6月3日（火）から16日（月）までの間にしなければならない。  
受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局学務課  
イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011-611-2111 内線 2186

#### 5 資格審査の再申請

##### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者からの当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの

##### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

##### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

#### 札幌医科大学告示第47号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年5月20日

札幌医科大学長 秋野豊明

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 賃貸借する機器の名称及び数量

札幌医科大学医学部LL教室語学演習装置機器 一式

##### (2) 設置場所 札幌医科大学医学部 東棟4階 LL教室

##### (3) 賃貸借する機器の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

##### (4) 契約期間 平成15年9月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年8月31日を限度に当該契約を延長することが有り得る。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年度札幌医科大学告示第46号に規定する札幌医科大学医学部LL教室語学演習装置機器契約に係る資格を有すること。

#### 3 入札執行の場所及び日時

##### (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局学務課会議室

##### (2) 入札日時 平成15年7月1日（火）午前11時

##### (3) 開札場所 (1)に同じ。

##### (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 4 入札保証金

##### (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

##### (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

#### 5 入札説明書の交付に関する事項

##### (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局学務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

6 郵便による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しないものした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局学務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2186

(3) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(4) この入札は、これを公開とする。

(5) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Maintenance and repair service of medical apparatus (including nursing apparatus but indivisually contracted one) in the Sapporo Medical University School of Medicine 1 set

B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., July 1, 2003

C . Contact :

Distribution Administrative Division, Administration, Sapporo Medical University  
Nishi 17-chome, Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8553 Japan  
Phone : 011-611-2111 Ext. 2186

札幌医科大学告示第48号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年5月20日

札幌医科大学長 秋野豊明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

非接触型トノメーター 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成15年6月23日（月）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するもののうち、医療機器（中分類20）又は医療用品類（中分類21）のいずれかの資格を有しているもの

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入札日時 平成15年6月2日（月）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

否

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年5月30日（金）

(2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254

(4) この入札及び契約は、中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成15年4月1日（号外第22号）

北海道訓令第7号（北海道職員旅費支給規程の一部を改正する訓令）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
5	右	10
誤		<u>9</u>
正		<u>(9)</u>
5	右	11
誤		<u>10</u>
正		<u>(10)</u>